

陳情第66号	受理年月日	令和7年10月7日		
付託委員会	都市ブランド教育委員会			
件名	北九州市の公立学校でハラル食が実施されることについて			
要旨				
<p>給食とは教育の一環であり、そこに「宗教上の理由で豚肉が食べられない」という訴えを反映することは日本国憲法第二十条に反する。</p> <p>アレルギー等も含め、食べることができない側に従来の給食内容を合わせていく取組を進めれば、どんどん食材の幅が狭まる。</p> <p>アレルギーに配慮、ムスリムに配慮、ヒンドゥーに配慮、と少数の食事事情に度々内容を変えていくのは現実的ではない。</p> <p>ここは日本であり、日本人のための国であるため、宗教上の理由で食べられないのならばムスリム側が合わせるべきである。</p> <p>日本は伝統的に豚肉を食してきた国であり、豚肉を取り除いた給食を提供することは文化の破壊である。</p> <p>よって、現在北九州市でムスリムに配慮した給食が一部の学校で提供されていることについて、廃止し従来のメニューに戻すことを陳情する。</p> <p>教育委員会からはハラル給食は実施されていない、と回答を受けたが、その後に「にこにこ給食」が実施されていたということを確認している。議会は陳情に賛成したわけではないとのことであるが、既にムスリム配慮のために酢豚が酢鶏になっていることから、明らかに特定の宗教に配慮した給食を提供している。</p> <p>現在実施されている酢豚が酢鶏になった給食を、元の酢豚に戻していただきたい。</p>				